

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う運転免許証有効期限の延長措置について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができないう・できなかったかたについては、以下のとおり対応します。

### 免許証の有効期限が過ぎてもいそいなかた

有効期限の前に、運転免許センターや警察署（鴻巣警察署を除く。）において延長手続きをしていただくこと、有効期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。

#### 【対象者】

免許証の有効期間の末日が令和2年3月13日～7月31日までの間であるかた

※ 延長後の期限までに、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続きを改めて受けていただく必要**があります。

### 免許証の有効期限が過ぎてしまったかた

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、運転免許センターにおいて免許の再取得の手続きが必要です。

詳しくは、**運転免許センター**までお問い合わせください。

問合せ先：埼玉県警察運転免許センター 048-543-2001（代表）